

## 改正派遣法に基づくマージン率等の公開

平成 24年 10月 1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主は、派遣先から受け取る派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率といいます）を公開することが義務付けられました。（法第 23条第 5項）

このマージン率を以下の計算式により算出し公開いたします。

当社における、いわゆるこの「マージン」には、①派遣社員の社会保険料・雇用保険料、②派遣社員の年次有給休暇取得費、③無期雇用派遣社員の雇用保障費等が含まれています。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

■ 株式会社エス. エス. ピー（派 14-300194） 〒 231-0854 神奈川県横浜市中区根岸旭台23番地3

<営業本部> 派遣労働者数 136 名  
派遣先数 26 社  
マージン率 31.8 %  
派遣料金（1人あたりの平均額） 19,773 円（1日 8時間あたりの換算）  
派遣社員の賃金平均 13,483 円（1日 8時間あたりの換算）  
福利厚生等 確定拠出型年金・中小企業退職金共済・福利厚生倶楽部

<派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項>

キャリアコンサルティングの相談窓口 045-263-9727

訓練内容	対象者	方法	主体	訓練費用負担	訓練賃金支給	平均時間（1名辺り）
新規採用者訓練	雇用時	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
接客応対訓練	雇用時	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
販売技術訓練	雇用時／派遣中	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
営業技術訓練	雇用時／派遣中	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
ワークライフバランス訓練	2年目以上 雇用見込者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
技術応用訓練	2年目以上 雇用見込者	OFF-JT	派遣元/派遣先	無償	有給	4時間
リーダーシップ訓練	無期雇用 派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
管理力向上訓練	無期雇用 派遣労働者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間
ビジネスマナー訓練	2年目以上 雇用見込者	OFF-JT	派遣元	無償	有給	4時間

<派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別>

労使協定を締結していない

労使協定を締結している（協定書の有効期間終期 令和 4年 3月 31日）

・協定労働者の範囲（販売職種、営業職種）

以上